イギリス東芝のノー・ストライキ協定について

内 藤 則 邦

はじめに

依拠する労使の約定、つまり労働協約をわれわれは「手続協定」procedure agreement と称し、これを同じ労働協約 協定ではその機能は全く異っており、わかり易くいうなら団体交渉のルールを定めたものが手続協定である。 に示されたルールに則って行なわれる、ということである。したがって、同じ労働協約といっても、手続協定と実質 の両者の関係は、実質協定の作成や解釈、適用のための団体交渉、つまり労働条件をめぐる交渉は常にこの手続協定 のうちの賃金、 手続協定とは団体交渉を両当事者間で規制するためのものであるから、これが労使の合意によって手続ルールとし 新しい労働協約の作成、既存の協約の解釈と適用、苦情処理の過程などから生じる労使間の対立を解決するために 労働時間など労働条件を定めた部分、すなわち「実質協定」 substintial agreement と区別する。こ

四三

しようとする態度の表現である。団結の自由にほかならない自由な団体交渉を望むのであれば政府の介入を極力しり て労働協約に明文化されていることは、何よりも労使が外部の介入、干渉を避け、労使交渉の自主性をみずから確保

立教経済学研究三七巻四号(一九八四年)

摩擦少なく運用されるべきであり、従って産業平和が≪手続協定≫の終極の目的ということになるであろう。 ぞけねばならないが、そのためには団体交渉は一定のルールの下に制度化されることが必要である。 イギリスでは強く労使関係制度の本質を規律の体系と考えているので、この手続ルールがきわめて重視されている 団体交渉はより

の構図を示してさえおり、重要な研究領域を形成する。 交渉に加え、しかも会社別や工場レベル交渉の比重が遙かに高いという複雑した状況のもとでの手続協定は労使関係 使双方にとって最初にして最も重要なことはこの手続協定の作成なのである。今日の如く産業別の全国交渉、 定によって初めて維持されることになるのである。したがって、手続協定を抜きにした団体交渉はありえないし、労 のためにとるべき手段、方法とその順序などを主内容としているのが通例であるから、交渉当事者間の規律は手続協 のが特徴的である。この手続協定は交渉グループを規定する交渉単位の決定、労使代表の地位と権限および紛争解決 地域別

したがって、労働協約における手続協定の研究が常に必要であるが、ここでの対象は日本企業のイ ギ リ 東芝 Toshiba Consumer Products (UK) Limited と「電気、電子、電気通信、配管業労働組合」Electrical, ス 現地法

部分とイギリス的部分との組合せとその濃淡がわかれば、これは日英労使関係の端的な国際比較となるし、それによ 協約にはイギリス的観念は存在しない日本特有の精神構造が作用しており、社会の諸制度の異なる状況の下で日本的 クである。この協約はイギリスの労働協約であることは確かであるが、また日系企業の労働協約でもあるから、この Electronic, て労使関係のイギリス的特徴も把握できる。 しかも、東芝がイギリスの労使関係の枠組のなかで労使関係の日本的アプローチの実現をはかろうとしたのがこの Telecommunication and Plumbing Union (EETPU) との間で締結された労働協約である点でユニー

続協定の波紋は大きく、これはこの小論が資料とした新聞報道その他で明らかである。 の新しい転換などと大げさにいうつもりはないが、団体体交渉よりも遙かに経営協議会に力点をおいたこの東芝の手 告 Bullock Report に象徴されるこの国の「経営参加」論議に一石を投じることになろう。これをイギリス労使関係 ▲手続協定≫であるから、これは現在はサッチャー内閣によって完全に無視されて火の消えてしまった、バロック報

リスという明らかに不毛の土壌にいかに移植し、いかに開花させたか、を知るのは意味あることである。イギリス労 意すると同時に労使の相互信頼をシンボリックに示しているからである。 使関係の基本的な性格である相互不信を、とにかく相互信頼にむけて努力した日本企業の労使間の▲手続協定▼とそ 国の異質性を強調したことのある筆者にとっては、日本経済の高度成長を支えてきた労使関係の安定性を、このイギ の状況はまさに研究に値するといえよう。この小論の表題をノー・ストライキ協定としたのは、それが手続協定を含 そして、何よりも、かつてイギリスを▲階級社会≫と規定し、およそ▲日本的労使関係≫の状況とはほど遠いこの

基づいて「手続」の性質と目的をよく分析している。以上の二書にくらべれば遙かに解説的となるが、Kevin Hawkins, A Essay on its Theory and Future (1965) が最もよく、理論的研究として最高である。これは研究者のものであるが、労働 標準的な手続協定を示しているので便利である。冒頭のアラン・フランダースのものは西岡孝男訳「労使関係論」(未来社) 定の実際をよく教えて呉れ、それぞれ有益である。 また The Industry Society, Model Procedural Agreements (1976) は かにしているし、John Muir, Industrial Relations Procedures and Agreement, Gower (1981) はその名の示す通り手続協 Handbook of Industrial Relations Practice, Kogan Page (1979) は労使関係全体のなかでの手続協定の地位と実際を明ら 省および労働委員会に在籍していた Norman Singleton の Industrial Relations Procedures, HMSO (1975) は実態調査に として日本語に移されている。 手続協定の意義を論じたものとしては Allan Flanders, Industrial Relations: What is wrong with the system?

- 7
- 引用はすべてこれからの邦訳である and Plumbing Union のことで、一九八一年四月二日から発効した。本文における協約はすべてこれに依拠し、協約からの An Agreement between Toshiba Consumer (UK) Limited and The Electrical, Electronic, Telecommunication
- (3) 拙著『イギリスの労働者階級』、東洋経済新報社刊、昭和五〇年六月。これに対する最近の批判としては高橋克嘉 八年四月)があり、本稿がことさらに≪手続協定≫研究の必要性を力説したのは高橋論文に答える意味もあったからである。 主体』論の回復 ―日本における『一九七○年代のイギリス労働組合論』展望」、国学院経済学、第二九巻、第四号、(昭和五

一 イギリス東芝の発足と新労使関係の創出

%、東芝三○%の割合で共同出資した資本金一、○○○万ポンドの合弁会社「ランク・東芝」 Rank Toshiba Ltd 音響機器の製造及びゼロックスなど著名なランク Rank Organization と提携、ランク・テレビとの間でランク七〇 東芝は一九七八年にテレビのヨーロッパ市場への進出をはかり、イギリスで映画製作やホテル経営、それにテレビ

C リス経済の不況、インフレの昻進それに北海油田の生産などによるポンド高が加わってテレビは国の内外で売れずに (欧洲共同体)向けカラー、白黒テレビ年間三○万台の製造を開始した。しかし、世界的な景気後退とりわけイギ このため東芝、ランクの双方が合弁事業の中止に合意、この結果プリマス Plymouth およびレッドル

を設立、ランク側は全体としてのマネジメントと販売面、東芝側は技術面をそれぞれ分担し、イギリス本国およびE

テレビ部門からの撤退を意味するこの工場閉鎖は一九八○年一○月のことである。この後、東芝はランクとの間で話 ス Redruth にあった計四つの全工場は閉鎖に追い込まれ、全従業員二、六〇〇名が解雇されるに至った。 ランクの

を進め、東芝がプリマスのアーネセットル

Ernesettle 工場の主工場一つを買いとり、東芝の出資率一〇〇%である

りかかり、一九八一年五月四日には第一号機を出すに至った。これによって、東芝は出資率一○○%の▲純日本種▼ うちからほぼ三○○名を新採用し、市場をイギリス本国のみに限定したカラーテレビ年間一○万台規模での生産にと 資本金三〇〇万ポンドの新会社「イギリス東芝家電製造」Toshiba Consumer Products (UK) を設立、旧従業員の

企業として発足し、EC圏内に重要な生産拠点を確立したのである。

におけるカラーテレビ生産のために日系企業として一九七四年にソニー、七六年に松下が進出し、七八年から七九年 した東芝はランク・東芝時代の教訓を生かし、独自の新しい生産体制の実現をはかったのである。これまでイギリス 新会社 Toshiba Consumer Products の設立と東芝の支配権の完全な確立であるが、今や一〇〇%の支配権を獲得

したがって、ここまでの経過でわかることは、Rank Toshiba という合弁時代があったこととその解体にともなう

にかけ東芝を含め日立、三菱が続いていたから、いま新会社として発足した東芝をとりまく状況は日本の競争関係の

国向けテレビ六二機種を一挙に八機種へ縮小したが、これがかつての多種目生産にくらべて遙かに生産の効率化であ ることはいうまでもない。ランクとの合弁時代には四工場、従業員数二、六○○名で年間三○万台の生産を目標とし

この新会社はテレビ市場をイギリス国内に限定した。これによってランク・東芝時代のイギリス本土およびEC諸

ていたのに対し、新会社では一工場、従業員数三○○名で年間一○万台生産を目標にかかげたのである。機種が違う

イギリスにおける再現である。(1)

部品発註の恒常化を約束し、その代わり品質と量および納入期日などについて「確実なサービス」を求め、これを承 イギリス東芝のノー・ストライキ協定について

社の発足にあたって関係下請業者をホテルに招集して一堂に会せしめ、ここで東芝の新方針を説明、会社は一定量の

ので単純な比較はできないが、

生産性の大幅向上は明白である。

また部品納入の下請業者との関係も一新した。新会

知する下請業者とのみ契約を結んだのである。これはランク・東芝時代に部分発註と納入のそれぞれの不規則性から ところが大であったからである。 納入の恣意性、不確実性によって親工場の生産が左右されさえしており、これは親工場の発註の不規則性にもとづく 生じたロスと相互不信の関係を強く意識させられたことによっている。ランク・東芝の合弁時代には下請業者の部品

のスロー 発足当初から「ショック療法」を強く意図し、「技術の習熟」「熱意」「理想」「責任」および「細心注意」の五つ るか、ということである。 欠勤率に関して就職希望者の家族関係までをきいたのである。つまり、たとえば子供が病気した場合、 について明らかにした。きびしく行なわれた個人面接の結果三○○名が選抜されたが、イギリス労働者のなかの高 的なことである。これは新会社が発足時において下請業者に与えた一種のショック療法であったが、この「ショッ 調、この新しい工場がどのような雰囲気の職場であり、会社は従業員に何を期待し、何を反対給付として提供するか は就職希望者に対して新会社の経営理念と具体的方針を説明し、とくに従業員の義務と責任、職場規律の 療法」は新従業員の採用にあたって強く試みられた。すなわち、旧従業員のうちから三〇〇名を採用するにあたって 日本なら下請業社が協力会をつくる例は多いが、こうした慣習のないこの国で下請業者が一堂に会したことは劃期 ガンをかかげ、 従業員の「態度」の変化を強く求め彼らの緊張を刺戟したのである。 純日系と化した東芝はランク・東芝時代のイギリス的伝統に守られていた従業員に対して 誰が面倒を見 を強 ク

の純日本企業東芝は労使関係のイギリス的伝統にくさびを打ち込むのである。イギリスの企業にあっては同一企業、 造に努めたが、とくに努力を傾注したのは労使関係についてのイギリス的伝統の排除であり、この点で出資一○○% このように新しい東芝はランク・東芝時代の教訓を生かし、古いランク社以来の日本の生産体制と従業員意識の改

織原則とする日本的状況からすれば一企業、一組合こそノーマルな姿なのである。 ば、東芝が multi-unionism のイギリス的伝統を回避しようとしたのは当然であるし、もともと一企業、 合側がその決定において分断していれば労働協約の締結と維持とは困難である」といわれていることを想起するなら(2) 研究者によって「一工場に一組合以上に組合が存在するということは、職場の労使関係に特別の問題を提起する。 れは極く普通のことであるが、東芝は一企業、一組合の組織化に努力した。 ランク・東芝時代の二、六○○名の従業員は四工場の間で異なる職分グループを代表する六つの組合にわかれ multi-unionism については、この国の 一組合を組 て組

同一工場の従業員がいくつかの異なった組合の組合員として組織されており、これを multi-unionism といって、こ

子、電気通信、鉛管業組合」EETPU (Electrical, Electronic, Telecommunication and Plumbing Union)、それ にキャビネット製造の少数スペシャリスト・グループを組織した「家具、木材および同類業種組合」FTAT(Furni-の現場労働者を組織した「合同機械工組合」AUEW(Amalgamated Union of Engineering Workers)、「電気、電 の労働条件を六交渉グループを代表する者とそれぞれ交渉することを余儀なくされていた。六組合とは熟練、 Timber and Allied Trades Union)、およびホワイト・カラーを組織した三つの組合があり、当然にホワイ 半熟練

織され、従って最低六つの「交渉単位」 bargaining unit が存在することになり、会社は基本賃率、

ボーナスその他

げ、従業員の企業帰属意識をより弱めるが、このセ イギリス東芝のノー・ストライキ協定について 細分された交渉グループの存在は団体交渉の構造を複雑ならしめて労働条件の統一化を妨 クショナリズムのイギリス的伝統に対して東芝は平等化の促進に

この国の他の工場の場合と同様であった。

1

カラーは交渉グループとして二大別され、両者はそれぞれ違った労働条件の下にあったことは

多数の組合に組織され、

立教経済学研究三七巻四号(一九八四年)

カラーとホワイト・カラーとの間には身分上の差があり、労働条件も大きく異なることは周知のことであるが、この フ・スティタス」化および賃金支払制度、 よって全従業員の統合を求め、 そのための制度と物的条件を整備、 労働時間、 年次休暇その他の労働条件の単一化である。この国でブル 提供した。具体的には全従業員の月給制「スタッ

化だけでも意味は大きい。さらにこうした制度をより徹底、具体化したのは全従業員の同一制服 む全従業員の同一食堂の同時使用および同一自動車置場の利用である。食堂はこの国では会社幹部用、 の着用、管理職を含 ホワイト・

週所定労働時間は三九・七時間に対してホワイト・カラーのそれは三七・五時間であることを知れば労働時間

単

0

全従業員の月給制スタッフ化とは職員と工員との身分制の撤廃を意味し、又この当時の全国平均でブルー・カラー

感を強め、ここから参加意識が期待できる。 如くである。 般職員も数人同居の個室で仕事をしているが、ここ東芝では同一制服を着用する工場長以下トップ・マネジメントの で仕事をするのである。これは▲経営参加♥問題がゆき悩みのこの国ではいかにもオープン・マネジメントの実現の ラー用、ブルー・カラー用と最低三つに分れるのが通例である。また重役、 人びと誰も個室はなく、 要するに、こうした全従業員の単一ステイタス single status 化は従業員の調和を生み全従業員の一体 約六○名にのぼる事務系職員は相互に展望できる同一フロアの大部屋のオープン・オフィ タイムス紙はこの東芝を「工場内単一階級社会」と評したが、 部長クラスならかならず個室をもち、 かつてイ 力

方式の与えた反響の大きさを容易に想像することができる。 新方針として打ち出してさえいるのである。 人所得に格差を生ぜしめ、 かつ粗悪品製造の恐れのあるボーナス制度を撤廃し、 本論が今とりあげようとする東芝の労働協約締結の相手側の組合代表E しかも東芝は、能率刺戟のためにとられ、 むしろ賃金額の底辺部分の底 結果的 あげ には

ギリスの「階級社会」を強調したことのある筆者は、このような具体的な形で、クラスレス社会である日本流の管

理

ETPUの全国役員ロイ・サンダーソン Roy Sanderson は、東芝の賃金水準はプリマス及びその周辺地域の平均よ

りも高いことを認めている。(5) 従業員のうち組合加入を希望する者は単独の組合、すなわち「電気、電子、電気通信、配管業労働組合」EETPU こうした東芝の努力は、従業員の一組合組織化とノー・ストライキ協定成立の前提である。いま新しく採用された

の労使関係であり、全く新しい将来のゆき方を示すもの」と礼讃している。(6) 除して東芝従業員のオルグ化に成功したEETPUの勝利でもある。ロイ・サンダーソンは「イギリスのなかで最善 立した。これは東芝の強い働きかけの結果であることはいうまでもないが、さらにいうならライバル・ユニオンを排 に組織化され、東芝がこの組合を唯一の交渉団体として「承認」したことによって一会社一組合の労使関係制度が成

足を見るまで連日にわたり日英合同会議が開かれ、東芝の新しいアプローチとその具体化が議せられたということで

なお付言すれば、以上に述べた全過程でランク・東芝時代からのイギリス人管理者層二人の絶大な協力があり、

- (1) この間の事情の詳細は池田正孝「英国に根づく家電の日本式経営」、エコノミスト、 れており、本稿にとり有益であった。 昭和五六年一二月八日号、 に述べら
- 3 2 William Brown (ed.), The Changing Contours of British Industrial Relations, Basil Blackwell (1981) 労働時間におけるブルー・カラーとホワイト・カラーとの格差の存在とその解消については拙稿「イギリスの時間短縮運
- 4 動」、ⅠMF・JC金属、昭和五八年一○、一一月合併号所収で論じている。 "Toshiba win no-strike agreement", The Times, 18 November 1981
- 5 同右
- イギリス東芝のノー・ストライキ協定について "Japan's Rising Sun in Britain", The Sunday Times, 6 December 1981

一会社と組合との関係

第一条「承認」 Recognition の第一項で「EETPUは、この協約がカバーする従業員について唯一の承認と交渉権 すでに見てきたように東芝による従業員を代表する労働組合の受入れはEETPUに与えられ、これは労働協約の

をもつ」として示されている。

これを actual membership という──は一六○名であったが、クローズド・ショップ制についてはEETPUの方 協約がカバーする従業員数――これをこの国では potential membership という――二四三名に対し組合加入者・ 利が認められているから、ここではクローズド・ショップ制がとられていないことがわかる。この結果、発足時点で 付はすべて除外されている。しかし、協約がカバーする範固内の従業員でもEETPUに加入し、又は加入しない権 質検査係」「事務員」および「機械整備員」であって、末端管理者である supervisor およびそれ以上のいわゆる役 表するのかを知ることが肝要である。これは協約の付則によって示され、「生産行程従事員」「倉庫、輸送係」「品 ETPU以外に組合は存しないことになるが、会社と組合の関係という場合にはEETPUがどの範囲の従業員を代 から特別の要求はなかったのである。 したがって、組合の承認が唯一交渉団体約款であるかぎり、「この協約がカバーするすべての従業員」にとってE

よって主張される唯一交渉団体約款が、ここでは単独組合 single union を強く願う東芝によって multi-unionism 防 は労使双方とくに東芝にとって唯一交渉団体約款の意味が重要である。すなわち、通例なら組織強化をはかる組合に 組合にとり一○○%の組合員を意味するクローズド・ショップ制の要求がなぜなかったのか不明であるが、ここで

複数のどの組合でもよいのではなく、東芝の独自の労使関係の在り方に理解を示す単独の組合でなければならず、こ れを補強するのが唯一交渉団体約款なのである。 東芝の独自の労使関係の在り方に理解を示す単独の組合」の意味はすこぶる重要である。東芝にとっては、 イギ

止策としての意味が大きいのである。東芝側からすれば従業員を代表する労働組合の存在を認めるとしても、それは

と以下の文章がつづいている。 この会社とEETPUとの関係を最もよく示すのが労働協約の「前文」 Preamble である。協約の目的を示したあ

面的に受入れ、実験的ともいえる東芝の新しい計画を支持したのである。

ることが必要であった。そして、ランク・東芝時代からの有力組合であったEETPUがこの東芝の新しい構想を全 の創出を極力配慮したが、なによりも労働組合によってこの調和的関係の創出と維持の強い構想が理解され支持され リス的伝統に敢えて挑戦する形で数々の新基軸にもとづく職場を提供し、会社と従業員との間の調和と信頼との関係

実力行使の伝統的方法よりも協議、交渉および仲裁を通じて会社と従業員との間の利害の対立に解決を与えること この協約と、さらに会社諮問委員会制度の相互の支持と助長によって、会社と組合の双方は、このアプロ の目標と全従業員の参加を通じてのみ達成され得ることを承認する。

「会社とEETPUは、雇用の保障と全従業員の向上が、会社の営業的成功を通じ、また会社事業に対する共同

これは、要するに、 労使とも企業の存続と繁栄こそが雇用を保障し労働条件を向上せしめる条件であるという共通 を承認する。」

24

協議、交渉および仲裁という明示された手続きによる解決に同意し、しかも書面による文書協定であるから、これは の認識にたち、したがって生じ得る問題に対しては会社も組合もストライキやロック・アウトなどの実力行使ではな 立派な▲ノー・ストライキ協定≫の言明である。 協議、交渉および仲裁によって平和的解決をはかることに双方が同意したということである。 実力行使をとらず

ある。 たはずである。 この前文こそ東芝の構想に対する組合の理解にほかならず、会社とEETPUはこの点で共通の理解に達したので 会社と組合との関係はこの「前文」によってよくわかるし、唯一交渉団体約款のもつ意味も一層明らかとなっ

三 会社諮問委員会

いま示した労働協約「前文」の後段には「この協約と、さらに会社諮問委員会制度の相互の支持と助長によって」

紹介する必要が ある。だからこれは労働組合との合意の産物であることがわかるが、この諮問委員会こそ東芝の労使関係に対するユ Advisory Board と称する機関が存在し、しかもそれが労働協約のなかで確認され、その活用がうたわれているので ニークな新しいアプローチであり、新しい労使関係制度の眼玉商品であるが、組合がこれに深くかかわっているので 深甚の注意を払う必要がある。この引用からわかる通り、この東芝に は 会 社 独 自 の「会社諮問委員会」 Company と書かれており、ここの労使関係の規律の体系が労働協約と「会社諮問委員会」制度の二段構えになっていることに

この委員会の任務は「会社の業績とプランをレヴューし、

会社と従業員の相互利益となる会社の政策、

方法、

実際

としている。そして、ここで取上げる議題は次の六項目である。 であり、意見を交換し、とるべき政策について協議を行なって、会社役員会に従業員の意思を反映させることを目的 についてリコメンドする」ことである。したがって、この委員会は決定機関ではなく、会社の情報と計画の公開の場

会社の投資計画と事業計画

会社の営業実績

三、

会社の効率的運営

四 会社の人員計画と雇用の安定

乓 賃金、 福祉およびサービスの条件を含む雇用の諸条件

六、作業環境と作業条件

労使協議制 joint consultation であり、その一形態である経営協議会と規定することは容易である。しかし、問題は、

したがって、こうした機能と議題からすれば、この諮問委員会とは団体交渉 collective bargaining に対置される

表を含む場合を果して労使協議制と呼べるかどうか疑わしく、委員会参加の主体は一体誰かがわかりにくく、したが 加わり合計一○名の委員で構成されていることである。この委員の構成を知れば、非組合員である管理職各階層の代 に、senior management, management, admistration specialist, supervision の四選挙区から各一名ずつ計四名が この委員会のメンバー構成が組合が組織されている生産現場の六選挙区から各一名ずつ選ばれた計六名の委員のほか

イギリス東芝のノー・ストライキ協定について

って委員会の性格というものも曖昧とならざるをえないのである。

五六

のは労使協議制としての性格であると考えられよう。 が選挙によらずになり、この人物が会社を代表することになっていることなどから、東芝がこの委員会に意図したも て委員となり、さらに senior management の選挙区から選ばれる委員にはこの東芝の長である managing director しかし、組合の組織対象となっている生産現場の六選挙区の場合はショップ・スチュワードの選挙区割と同一であ これ 首席ショップ・スチュワード senior shop steward が選挙で委員にえらばれなかった場合には彼は任命によっ はショップ・スチュワードが同時に諮問委員会委員となることが期待されていることにほかならない。

用される」ことが協約の条文にもうたわれ、全従業員の single status 化をはかった hamonization の典型、東芝に すでにこの国では労使協議の実をあげる。「この協約でカバーされる全ての従業員は月給制スタッフの雇用条件で雇 識のもとに、全従業員の上から下までの各グレードを代表する委員が同一のテーブルにつくという仕組みそのもの 労使協議制の実際や概念は混乱しており、 組合員を代表するショップ・スチュワードも東芝の従業員なら管理職もまた東芝の一員であるという基本的認 その形態もさまざまであるが、これが東芝式労使協議制なのである。 が

committee すれば、この協議機関のとりあげる議題の範囲もまたすこぶるユニークである。 このように諮問委員会はその形態で全従業員のすべてのレベルの代表が参加し、これが東芝独特の労使協議制だと が議題の範囲、 領域に可成りの制限を加え、とくに賃金問題を初めとする団体交渉事項を避けようとする 通例の労使協議会 joint consultive

おける経営参加の方式こそこの諮問委員会なのである。

うした指導が示されているが、この諮問委員会では賃金を含む労働条件やそれに直接影響を与える経営事項、 生産的

CBI (Confederation of British Industry) の労使協議制のガイド・ラインでもそ

傾向があり、且つこの国の経団連

事項といってよく、ここで取り上げる議題の範囲は団体交渉事項のすべてを包含しているのである。これは会社側 事項のすべてが積極的に付議されることになっているのは注目に値する。この付議事項は個人的問題を除くすべての

情報公開の積極的態度とともにこの委員会を極めて特徴づけているといえよう。

協議制とは相互の理解と協力を深めるためのものであって、現実には協議と交渉とは不可分な性質のものであるから 体交渉事項とそのプロセスを吸収し、労働組合の団体交渉機能そのものを弱体化せしめるといえるが、もともと労使 以上から、諮問委員会は委員メンバーの構成と付議事項を一括すると、委員会がほんらいの交渉領域を支配し、 団

次にこの諮問委員会と労働組合との関係を見る必要がある。

(1) この会社諮問委員会に関して本稿は多くを"Toshiba Consumer Products (UK) Ltd——New Start, New Industrial っていないが、本稿の全体についてあてはまる、労働協約の原文とこれが本稿の最たる典拠である。 Relations", Industrial Relations Review and Report No. 253 August 1981 に依拠している。このことは、一ツ一ツ断わ

四 諮問委員会と労働組合の関係

は協約の各条文のなかに示され、 労働組合、すなわちEETPUが会社諮問委員会を積極的に支持していることは「前文」によってわかるが、これ 組合が自己の交渉機構のなかに組入れているのが特徴的である。

の▲労働組合代表≫とは当該企業の従業員であり、組合規約に従って仲間の組合員によって選ばれ、 第一条の「承認」Recognition につづく協約第二条は「労働組合代表」Trade Union Representation である。こ 「承認」された

労働組合によって公式に信認された職場代表のことであって、通例はショップ・スチュワード shop steward と呼ば

が与えられ、これによって職場を離れる自由が保障されるばかりでなく、これは組合を代表して会社と交渉する彼ら 役員によって署名された、組合代表の身分証明書であり且つパスポートである「信任状」Representative Credential れる人びとである。彼らには国会承認の「準則」により、彼らの権利と責任が明記され、本人、会社代表および組合(こ)

立教経済学研究三七巻四号(一九八四年)

の権威を象徴するものであるが、ここ東芝の場合にはこの信任状に次の一項が入っているのである。 されている。代表は会社と従業員の間の行為について会社諮問委員会の任務を完全に支持し促進する」 「会社諮問委員会は会社と従業員との間のすべての団体的問題を解決する最善かつ最初の手段であることが承認

認状としては極めて新奇である。 これは労働組合代表すなわちショップ・スチュワードを拘束し、彼らの機能を制限するが、この条文は組合代表信

諮問委員会の交渉プロセスとはどのような関係にあるのであろうか。 信任状における右の一項目の挿入は会社とEETPUの間における諮問委員会の重視をよく示しているが、然らば

ことに労使とも同意した平和条項 peace clause を入れるのが通例である。東芝の場合はこの交渉ルールは次の三段 ral agreement が結ばれるわけだが、そこには団体交渉における妥協が完全にゆきづまるまでは実力行使に入らない

労働協約において、交渉グループを限定し、その代表者を定め、団体交渉の方法と手順を定めた手続協定 procedu-

第一段階 Stage One=先に示した諮問委員会の議題の各項はすべて最初に諮問委員会委員または会社によって会

第二段階 Stage Two=第一段階で案件が解決されない場合、 問題は会社と労働組合の地域役員または全国役員 社諮問委員会の議題として提起され、ここで協議する。

第三段階 Stage Three=案件が第二段階で解決されない場合は、 共同の申請が独自の仲裁者 independent arbi

trator になされ、 仲裁に移行する。 の手に移り、団体交渉へ移行する。

る諮問委員会が交渉プロセスの第一段階として位置づけられていることは大きな特徴である。 メンバー構成から労使協議制と規定することに困惑を示したが、非組合員である中間管理職までをメンバーとしてい

このように諮問委員会は協約で定められた交渉機構の一環であり、交渉プロセスの第一段階なのである。先にその

会それ自体は団体交渉の機構でないことは明白であるが、交渉プロセスの第一段階と規定されたことによって、第二 したがって、独自のメンバー構成である諮問委員会は、その独自性のゆえに自由な性格をもつものではなく、

委員

議」Consultation のところでは改めて次の如くいうことになる。 段階である団体交渉に連結し、両者は同一線上に位置づけられる存在となってくる。だから、労働協約の第三条「協

かく諮問委員会が交渉プロセスの第一段階として位置づけられることによって、経営、 生産事項ばかりか賃金を含

イギリス東芝のノー・ストライキ協定について

響する事項を含むすべての団体的問題の解決における第一段階として諮問委員会を支持する。」

「会社と労働組合は、従業員に影響を与えるすべての事項に関する唯一の代表機関として、また雇用の条件に影

立教経済学研究三七巻四号(一九八四年)

ことにほかならず、したがって諮問委員会は協議機関とはいうものの単なる協議以上の意味をもち、交渉の一形態と この目標となるからである。そのように理解しなければ交渉プロセスの第一段階としての意義は薄れるはずである。 目してよかろう。"Negotiation by advice"といわれること、これである。その意味は、会社のとるべき決定に対し む団交事項のすべてを付議事項とした意味もよくわかるが、これは労使ともこの第一段階をことさらに重視している てリコメンドし、会社はそれに従うか、委員会の見解を変えるべく試みるか、いずれにしても合意に達することがこ 「準則」とは Industrial Relations, Code of Practice (1972) を指す。

五 団体交渉と仲裁

渉に入ることはなく、第一段階で話がまとまれば団体交渉の必要は生じないし、最低月一回開催の諮問委員会でこと の問題は最初に第一段階である諮問委員会に付議されることになっているから、協議の第一段階を抜きにして団体交 案件が第一段階で解決されない場合に初めて団体交渉に移行し、これが第二段階である。団体として関係する一切

は処理されることになるわけである。

のみである。したがって、わかることは、第二段階とは労働組合、つまりEETPUの地域または全国役員が姿を現 ない。先に示したように、案件が第一段階で解決されない場合、問題が会社と組合役員によって取上げられると記す るとは限らず、一般的にいえることはこうした場合の文意は組合の責任となると解するのが通例であって、労働組合 わすということである。第二段階についてはこれ以上何もいっていないが、だからといって直ちに組合役員が登場す 団体交渉については、協約は交渉手続きの第二段階として言及するのみであって、第一段階のように多くをいって

である第二段階とはその当初は組合代表=ショップ・スチュワードによって行われ、ここで解決の見透しのない場合 とに同意」しているから、 関係することについては、 定されている労働組合代表について「組合は個人を越えて多数に影響する事がら、或いは一般的に会社または部門に に初めて組合役員が登場する、 そして、第二段階の団体交渉で妥協が成立しない場合、 すなわち、一、罰則、二、苦情処理の二つの手続ルールに従って組合員を代弁することによってその機能 逆にいうと第二段階では組合代表も団体交渉の当事者となるのである。 労働組合代表はそれが手続条項の第二段階にいたったのでなければ問題をとり上げないこ と解されてくる。 労使合同の申請が独自の仲裁人に対して行なわれることに そこで、団体交渉 が限

代表として信任されているショップ・スチュワードがこの任に当る場合が多い。ここ東芝の場合も、

組合員の個

人的

対する申請の条件は、 は仲裁人の決定に服することに同意する。 会社か労働組合のどちらか一方に賛成することである。妥協的解決はとらない。労使の双方

協約原文にある independent arbitrator を「独自の仲裁人」と訳したのは、それが ACAS(Advisory, Concilia-

仲裁機関ではないという意味である。

なり、仲裁に移行する。これが第三段階である。仲裁の規定は以下の通りである。

Arbitration=会社と労働組合の双方は、

両者が同意した独自の仲裁人に対して事情を説明する。

仲裁人に

仲裁裁定を求めることになるが、注目すべきはこの仲裁裁定が通例の場合とは著しく違って、仲裁人は両者の主張の かくして、第二段階の団体交渉で妥協が成立しない場合には、第三段階として労使双方の同意した独自の仲裁人の イギリス東芝のノー・ストライキ協定について 六一

tion and Arbitration Service)のような公的調停、

である。これまた新奇な仲裁方法である。

_

差を妥協させるのではなく、会社側か労働組合側かのいずれか一方の主張に軍配をあげることが要求されていること

裁定方労使両当事者を完全に拘束する。こうして交渉のプロセスは最終的には第三段階での全くユニークな仲裁制度 の裁定が労使を拘束するというのであれば、手続き的にストライキの介入する余地はどこにも存しない。これが、こ をとることによって完了する。したがって、第二段階である団体交渉の不調は第三段階としての仲裁移行となり、 そして、右の引用に見られるとおり、「労使の双方は仲裁人の決定に服することに同意」しているから、この仲裁 そ

の協約をして no-strike agreement という所以である。これこそ no-strike agreement の典型である。

marcation 争いの伝統が濃厚なイギリスだけに注目をひくところである。この職種と配置の転換についての同意約款 はそれだけでも労使の対立を減少させ、ノー・ストライキ協定を現実に保障する役割を果している。 意約款の存在は、ことさらにこの産業の分野の技術革新が要請する労働力の効率的使用を保障し、 power では、この国でしばしば紛争の種となる職種と配置の転換について、 組合は職種や配置の完全な流動性を認 め、会社はそのための訓練、再訓練の必要に同意している。こうした職種や配置の流動性、弾力的運用についての同 つからなる「労働組合の便益」Trade Union Facilitiesであり、 なお付言すれば、協約の第四条は組合費のチェック・オフ制度と組合代表の組合活動に伴なう有給休業の是認の二 協約の第五条「マン・パワーの使用」Use of Man-これが職種間

┌ ノー・ストライキ協定の状況

以上がノー ・ストライキ協定に焦点をあわせた東芝とEETPUとの間の労働協約の概要である。全体としての印

これが労働組合をして東芝構想の受容を促進したことは否定しがたく、これは不況下におけるイギリス労働組合の現 事例さえあったように、失業者三○○万と公表されていたこの国の雇用不安の増大が組合運動に深刻な影響を与え、 れまでわれわれが抱いてきた理解と一致しない。この協約の締結された一九八一年はストライキが激減し賃金凍結 象をいうなら、労働組合がきわめて協力的であって、これはイギリス労働組合のイデオロギーと行動様式についてこ

第六、七番目あたりの組織勢力を誇るこの組合は、そのかかげる労使協調の政策と行動でよく知られている。これは その名称の示す産業分野と全産業の電気関係労働者を組織の対象とし、組合員約四〇万名を擁しながら、この国で

う労使共通の認識と相互の信頼と協力を強調しているEETPUという組合の性格について一言しておくことはこの

協約の「前文」で示されたように、ことさらに企業の存続と発展こそ雇用を支えるとい

電力事業を組織対象とするところから原子力の平和利用を支持し、また電子工業の分野など技術革新の最も進行する

協約の理解に役立つであろう。

実的な対応であるとしても、

保険であるBUPA 領域であり且つ国際的競争の激しい分野であるという事情に基づくが、ここでは端的に五○年、六○年代にかけ左右 目標であるためEEPTUとチャペルについて書かれたものは多い。例 えば一九八〇年七月二五日号 New States-あることを指摘しておきたい。ここはEETPUそのものを紹介する場所ではないから詳細は避けるが、左派の攻撃 立したという過去の経緯とその反共イデオロギーは指導者フランク・チャペル Frank Chappel の名とともに著名で の内部対立があり当時指導権をとっていた共産党党員の役員選挙での不正が法廷で裁かれて以来、 Union Boss, The Story of Frank Chapple はその最たるものである。反共イデオロギー、私営医療 (British United Provision Association) への加入、原子力利用の支持、 一部幹部の社会民主 右派の指導権が確

ンドの答弁で明らかである。このことや技術革新に対する柔軟な現実主義的対応などを考えれば、この組合はイギリ(2) 多い電力事業を組織する労働組合の重要な機能なのである。これはこの組合を代表した電力部門担当の全国役員ハモ tional Health Service)が充分でないからBUPAに加入するのではなく、労働組合としてはNHSそのものの向上 党への加入などがこの組合の性格を説明する。筆者は一九七九年のTUC大会席上で、国民医療サービスNHS(Na-スにおけるアメリカ型ビジネス・ユニオニズムの典型的存在である。 に努めるのがスジだ、というこの組合に対する激しい非難をきいたことがあるが、チャペルからすればこれは危険の

で交渉手続の最終階段で第三者に仲裁を申請し、その裁定が労使双方を拘束すると定めた協約の例は国有企業、 ストライキ unconstitutional strikes——従って unofficial strikes まではストライキに入らないことを約束する平和条項 peace clause の存在であり、そしてこれを無視した協約違反 no-strike clause の入った協約の例は想像以上に多い。よく知られているのは、所定の交渉手続の各段階が使い切る(3) 企業を問わず数多く存在する。この場合、大多数はその仲裁は労使の合同申請による joint agreed reference with ク・アウトその他の実力行使に入らないことを約束した労働協約、とくに手続協定のなかの一条項とするなら、この EETPUについての以上のことが東芝とこの組合のこれまで見てきた関係の理解を大きく前進させるが、 ストライキ協定それ自体は珍らしいことではない。ノー・ストライキ協定を、労使の双方がス ト ラ イ キ、 でもある――の頻発であるが、 労働協約の 実はノ 口 ッ

必要とされているから、 であって、仲裁裁定が労使双方を拘束できるためには労使の同意した合同の申請という条件を満たすことが 仲裁裁定が労使を拘束するためには合同申請についての労使の同意がなければならない

例えば、イギリス国有鉄道の場合、組合との全国レベルでの交渉手続の最後の段階は鉄道独自の仲裁機関の仲裁を

の労使関係辞典によれば no-strike clause と peace clause とは全く同義なのである。 交渉によって問題を解決しようとする精神、その意志の象徴としての平和条項 peace clause 使紛争を招く原因となる、 とらえるならば、やはり注目に値する。ここではノー・ストライキ協定だけを取りださず、施策の一つ一つを切り離 合の一例に過ぎず、格別に珍しくはないが、これを東芝の調和的労使関係創出のための一連の施策とワン・セットで る要件を具備しているかどうかの検討を要するが、特別の場合を除き法的拘束力の厳密な適用は問題の解決以上の労 べきであろう。又こうした労働協約の法的拘束力の問題に関しては一九七四年労働組合・労使関係法第一八条の命じ ておく必要がある。東芝の場合も仲裁の申請は joint reference とあるが、これは jointly agreed reference と解す の申請は合同でなければならず、その裁定は労使を拘束することになっている。 ライキのあったイギリス鉄鋼公社、石炭庁など、それに電力公社を含めてこれら国営企業では各組合との間で、 が、これは労使双方の申請でも裁定の拘束力について同意がなかったからである。八〇年に長期に及んだ大規模スト 裁定の実現をはかる鉄道従業員組合 National Union of Railwaymen、機関手組合 Associated 双方の申請や労使いずれか一方でも申請できる仕組みである。 かくしてみれば東芝のノー・ストライキ協定も手続ルールの最終段階における仲裁の裁定が労使双方を拘束する場 ストライキ協定といっても、最終段階である仲裁の申請についての労使の間での同意の問題があることを承知し Engineers and Firemen は、その寸前で回避された八月三十一日からの全国ストライキの予告をしてい といわれている。 したがって、ノー・ストライキ協定とは、実力行使によるのではなく、 筆者の滞英中であった一九八一年の賃金交渉では仲裁 したがって、その例が少なくない なのである。 Society of Loco-マーシュ 仲裁

仰ぐが、

裁定が拘束力をもつという同意のもとに仲裁が合同申請される場合と、拘束力について同意のないまま労使

六五

さないで見ることが重要であって、 ノー・ストライキ協定は東芝の労使関係制度の one of them である。

立教経済学研究三七巻四号(一九八四年)

足」で述べた前提と一緒にして理解することが肝心であって、この協約成立の基盤という前提を抜きにして、

ストライキ協定を語ることは無意味に近い。 これは労働協約というものの性質からいって、そうなのである。冒頭でもふれたように、労働協約は労働条件を定

この目的も達成されないからである。共有とは「発足」で述べたような一連の施策に具体化した新しい労使関係の構 限規定であるから、その目的と意味が使用者と労働組合によって共有されない限り、この手続ルールは実現しないし めた実質条項と交渉ルールを定めた手続条項よりなるが、手続協定はいうまでもなく労使の「力」の行使に対する制

めて労使いずれか一方に賛成することであって、妥協は排する、とされていることである。これは pendulum arbit 例えば、それがノー・ストライキ条項にほかならない第三段階での労使双方を拘束する仲裁裁定が、賃金問題を含

想とこれに対する従業員の信頼の関係である。

ration 又は flip-flop 方式と呼ばれ、イギリス人はこれを日本で行なわれている仲裁方式と見ている節があるが、仲 裁についての伝統的な考え方が異なった主張の差をいかに接近、 互信頼を前提としなければ考えられないことである。仲裁のこの pendulum 方式は注目をあび、「新奇な仲裁」とし は主張の相違のままの分断であって、 これは労使とも過大な要求、 低過ぎる回答はありえないという相 妥協させるかであったに対して、この pendulum

に対して開示することが法によって使用者に命ぜられるほど情報の公開が乏しく、漸くこの国でも労使関係の不安定 この相互信頼について会社諮問委員会の存在も貴重である。この国では団体交渉のため企業の情報を労働組合代表 て紹介されている

討論の場である。 だった形であるから、これは労働組合に対する企業情報の公開に法律が必要なこの国では望み得る最高の情報公開と 条件を含めて会社経営の全般に亘っていて、企業実績や計画など情報公開の領域は極めて広く、しかも定期的で組 され、互いに他のレベル、他の部門の代表との接触によって相互の情報交換、 深めるものとして使用者に求められているが、東芝の諮問委員会は中間管理者層を含む従業員の各レベル代表で構成 からオープン・マネジメント・スタイルの必要が意識され、経営参加の問題は産業民主制 Industrial Democracy 討論とは一方通行でないことを意味し、それだけ従業員の企業に対する関心の深まり、そして参加 意思疎通は密となり、 付議事項は労働 を

のようなコミュニケーションの努力なしには考えられない。清潔と整理された生産の現場はこの国では例外に属し、 「仕事の弾力的運用」「作業現場での喫煙と飲食の禁止」「自分の持場の清掃」などの職場規律の励行は、

右

毎朝の五分間のミーテングもかかるものとして位置づけられよう。この毎朝のミーテングを含めて「出勤と時間

意識の昂揚が期待できる。

mmunication として注目をひいているのである。 律に驚かされる」とのイギリス人の言葉によっても明らかである。 これはイギリスにおける日本の進出企業のすべてにあてはまり、「訪問者は職場のきちちんとしていることと職場規 態度は多くの日系企業の等しく採用する所であって、これ又この国で The Japanese Approach to 日本の進出企業は技術が優れているばかりでなく、労使関係に対するアプローチがまた卓抜なのである。 付言すれば、 従業員に対する情報伝達の積極的 Employee これ

者の評価というよりも、高度経済成長の奇蹟を達成した日本企業のイギリス土壌での開花として日系企業の労使関係 に対する具体的な諸政策を紹介した八一年十二月六日付サンディ・タイムス紙の特輯 Japan's イギリス東芝のノー・ストライキ協定について Rising Sun

tain における言葉なのである。ここでは東芝のノー・ストライキ協定締結の立役者であったEETPUの全国役員ロ

立教経済学研究三七巻四号(一九八四年)

いうであろう、と報じている。 Roy Sanderson の言葉として、東芝の従業員は日本企業がイギリス人使用者よりベターであると

げている馬鹿げた対立の多くを取り去った。……東芝は労働者を真の発言権をもつ同等の人物として遇している」(?) ン・アプローチである。彼は言っている。東芝は従業員により多くのデグニティーを与え、イギリス経済の発展を妨 「東芝との間でラデカルなノー・ストライキ協定に署名するようサンダーソンを説得したのは日本経営のオープ

とって伝統のないことが single union 化を可能とした条件とともに見逃すことができない大きな要件である。 東芝を含めて日系企業の規模の小さいことがこの信頼関係の樹立に大きく役立ち、これは新しく進出した日本企業に 使の協力体制が雇用の安定と労働条件改善の道であることがわかっていても、不信感がそれを妨げているといえる。 右の引用から、イギリス労使関係に存在する厳しい緊張感が労使の相互不信に深く根差していることがわかる。

使った言葉をかりれば「失業手当のイギリス」England on the dole であって、八一年以来今日まで失業者は三〇〇(8) 万を超え、失業率は十二・五%にさえ達しており、この失業者三○○万の存在が従業員の態度に投影し、彼らに現実 は避けるのが賢明であろう。 ノー・ストライキ協定に象徴される東芝の労使関係について、ここで明確に何か結論めいたことをいうの 創立以来僅か三年に過ぎず、しかもこの三年間は一九三〇年代に作家プリーストリーの

高いのである。こうした場合に従業員が企業の存立を危うくするような組合の政策を支持しないのは自然であるし、 順応の作用を及ぼしていることも否定できない。東芝のあるプリマスの所在するデボン州の失業率は全国平均よりも

されると信ずる理由が稀薄だからである。いわゆる▲日本的経営♥に対する労働組合の対応はむしろ批判的というの(タ) が計画している大規模工場進出の場合である。なぜならば、イギリス労働組合運動の伝統が日本的経営によって風化 い評価にもこうした条件を加味して考える必要があり、日本的マネジメントの神話の有効性が真に問われるのは日産 規模の小さいことがコミュニケーションのよさの物理的条件でもあった。 Japan's Rising Sun in Britain という高

unions, Pluto Press (1981) のなかにあるが、これも左派的立場からのものである この組合につては最も要領よい紹介は Jack Eaton & Colin Gill, The Trade Union Directory—A guide to all が筆者の印象である。

- (\alpha) Trade Union Congress, Report of 111th Annual Trade Union Congress, 1979 p. 490
- (3) Norman Singleton, Industrial Rolations Procedures, HMSO (1975) p.64 によれば、調査対象のうちストライキ禁止 が定められた交渉手続=段階が済むまではストライキには入らないことになっている。 条項をもつもの二四%、ノー・ストライキ及びノー・ロックアウトの双方の条項をもつは四一%、従って産業別協約の六五%
- Arthur Marsh, Concise Encyclopedia of Industrial Relations, Gower Press (1979) p. 212
- 5 "Japan's Rising Sun in Britain", The Sunday Times, 6 December 1981
- 6 Industrial Relations Review and Report, No. 241 February 1981, pp. 5-6
- (7) 註(5)に同じ
- J. B. Priestley, English Journey, Heinemann (1934) 拙著『イギリスの労働者階級』三二頁を見よ。
- 紙は金融、保険関係組合員むけのもの。 (Astms) の組合機関紙である Astms-Finance News (Spring 1981) に所収の"The Samurai Society"を見よ。この機関 たとえば、この国のホワイト・カラー最大の組合である Association of Scientific, Technical and Managerial Staffs